

前回の部会でいただいた意見とその対応について（前回ご回答している内容は除きます）

NO	前回部会でいただいた意見	対応
1	<p><u>特定地区と準特定地区の定義</u>を示してほしい。</p>	<p>山手地区景観風致保全要綱でこれまで景観指導を行ってきた区域を基本に景観計画等の区域として位置づけたうえで、特定地区及び準特定地区を定めています。</p> <p><u>特定地区</u>：地元の協定や街づくり協議等により、景観づくりに取り組んできた地区</p> <p><u>準特定地区</u>：新たに景観づくりに取り組んでいく地区（既存ルールの見直しも含む）</p> <p>上記に沿って、山手町及び元町を特定地区、石川町を準特定地区に定めます。</p>
2	<p>元町・石川町の制限の中には①各エリアの魅力向上のためのルールと②山手の丘からの眺望を守るためのルールと二面性がある。山手の丘からの眺望を守るために元町・石川町のエリアに重い枷がかかるとい印象を与えないように、例えば、特定地区・準特定地区のスタンスを明確にし、準特定地区についても今後特定地区にしていくというような打ち出しができるとうい。</p> <p><u>現在地元で行われている取組についても今回の制度移行で内容を取り込めるとよいと思う。</u></p>	<p>元町・石川町のエリアについては、これまで運用してきた制度の移行であることをご説明しながら、これからのまちづくりについては地元の機運を捉えて適切に対応していきます。</p>
3	<p><u>景観計画区域から外そうとしているエリアや、要綱上指定されていたが景観計画には移行しない眺望点</u>について、再度検討すべき。</p>	<p>景観計画で区域外とするエリアは、要綱策定時には風致地区に指定されていましたが、昭和48年の用途地域の純化と併せた区域変更において風致地区外となったエリアです。</p> <p>こちらのエリア側に対しては、山手地区景観風致保全要綱で眺望の視点場が向いておらず、山手町からの眺望景観に影響を与える区域ではないこと、現在の用途地域は第1種住居地域及び近隣商業地域（最高高さは20m）であり、エリアの現状から区域外とすることへの影響は少ないと考えられることから、景観計画等の区域には含めないこととします。</p> <p>眺望の視点場については、まちの骨格となる通りに繋がる坂道等の見通しが山手地区の特性でもあるため、現在の要綱の視点場を継承します。</p>
4	<p><u>都市美付議対象行為</u>は、面積で決めて良いのか。500㎡以下でも大切な場所があれば、それは付議対象にできるようにしても良いのではないか。</p> <p>全て部会で審議することも考えられるのではないか。</p>	<p>特定都市景観形成行為は、あらかじめ規模を示しておく必要があるため、一定規模以上のものを対象として定めます。</p> <p>なお、400㎡以下の規模の行為については、市による景観協議を行っていきます。</p>

5	<u>景観重要公共施設</u> として、公園だけでなく道路についても検討して欲しい	山手本通り（無電柱化区間）を景観重要公共施設として定めます。
6	<u>住宅地の分割</u> や <u>空き地の駐車場化</u> が進んでいるように感じる。特に駐車場は景観を壊しているように思うので、今後どう対応していくのか。	景観計画において、敷地分割に対する具体的な数値基準を設けることは、地域の状況から困難であり、地元発意による建築協定等などで別に定めることが望ましいと考えています。 駐車場に対しては、緑で修景することや設置する工作物の色彩を工夫することなどにより、景観上配慮した計画となるよう誘導していきます。
7	同じような基準が元町地区・石川町地区に定まっているが、文言の書きぶりが異なっているので、きちんと検討してほしい。ふさわしくない機能の例示のトーンの差が気になる上、キャバレー等は <u>法律上全て風俗営業に含まれる</u> のではないか。	元町地区・石川町地区の例示を「風俗営業等」に統一します。 (自動車教習所、倉庫業などの例示は、地区計画で定めている用途制限のため、都市景観協議地区の行為指針からは削除します。)
8	<u>自動販売機の基準</u> について、「やむを得ず当該道路に面して設ける場合は、囲いを設けるなど～」とあるが、どういう場合なのか、また「囲いを設ける」とあるが、港の見える丘公園前の自動販売機のような囲い方は意図していないのではないか。適切に誘導できるような基準にするべき。	文言を整理し、自動販売機に対する除外規定は設けないものとします。
9	どういう考え方で景観計画及び都市景観協議地区に移行しているのか示してほしい。	※資料2のP15～P20を参照
10	「周辺と調和すること」や「やむを得ない場合は～」といった書きぶりは、市としてのスタンスをきちんと示すべきではないか。曖昧な表現については補足するような受け皿として <u>ガイドラインを作成し</u> 、実際の協議に対する戦略を示してほしい。	今後ガイドラインを作成してお示ししていきます。 (ガイドライン案は、今後景観審査部会に付議します。)
11	今までのまちづくりで頑張ってきたところがある。そのあたりの <u>ウエイトづけを反映</u> した方がよい。一方で、当時の要綱を踏襲するだけでなく、時代に合わせた対応についても検討しても良いのではないか。	地区の歴史性を継承するための取組など、これまで力を入れてきた内容が見えるようにガイドライン等で工夫を行っていきます。
12	今後このルールをどう地域と共有していくかが重要になる。法制度に載せるには厳しすぎるといって緩く文言化してしまうと、実態としても緩くなってしまい、 <u>現状と同じような運用ができない可能性がある</u> 。今後のプロセスも見据えながらしっかり整理してほしい。	地域と連携した運用ができるよう、地元と引き続き意見交換を行いながら整理するとともに、ガイドラインを活用した運用について検討を行っていきます。